

平成 27 年度第 1 回観音寺市総合教育会議議事録

日時	平成 27 年 7 月 28 日 (火)	
	午前 9 時 00 分～午前 9 時 42 分	
場所	観音寺市役所 5 階全員協議会室	
出席者	観音寺市長	白川 晴司
	教育委員長	大西 孝典
	教育委員	大久保 健二
	教育委員	齋藤 悦子
	教育委員	行天 武夫
	教育長	大平 幸男
事務局	総務部長	原 幸弘
	教育部長	藤原 正清
	総務課長	垣見 尊
	教育総務課長	井上 英明
	総務課長補佐	横田 裕之
	教育総務課長補佐	田代 直樹
	総務課副主幹	林 浩行

会議次第

- 1 あいさつ
- 2 議題
  - (1) 観音寺市総合教育会議の運営について
  - (2) 観音寺市教育大綱について
  - (3) その他
- 3 閉会

事務局 ただ今より平成27年度第 1 回観音寺市総合教育会議を開催いたします。

まず初めに、観音寺市長よりごあいさつをお願いいたします。

市長 さてこのたびは、平成27年度第 1 回観音寺市総合教育会議の開催に際しまして、観音寺市教育委員の皆様には大変お忙しい中御参集賜りまして厚く御礼を述べたいと思います。

また、大西委員長をはじめ委員の皆様には常日頃から本市の教育行政に御尽力いただいておりますことにつきまして重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されまして、本年 4 月 1 日から地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化を目的とした「総合教育会議」を設けることが義務付けられております。

今後本市におきましても、私と教育委員の皆様が本会議を通じて十分な意志疎通を図り、地域教育の課題やあるべき姿を共有することにより、本市教育行政の更なる推進を図りたい

と考えておりますので、委員皆様のより一層の御協力を心からお願い申し上げまして、ごあいさつにさせていただきます。

事務局 それでは議題に移らせていただきますが、進行につきましては、わたくし観音寺市教育委員会教育部長の藤原が進めさせていただきます。

それでは、議題1の観音寺市総合教育会議の運営について、総務部総務課長から説明をお願いいたしますが、御意見及び御質問につきましては、説明終了後一括してお受けしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

事務局 総務課長の垣見です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、観音寺市総合教育会議の運営について説明させていただきます。

観音寺市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則についてであります、これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体の長の事務に、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めること及びその大綱を策定する協議等のため、総合教育会議を設けることが新たに加えられたため、これらの事務につきまして、地方自治法第180条の2の規定に基づき観音寺市教育委員会に対する事務委任規則の全部を改正するものであります。第1条は趣旨でありまして、市長の権限に属する事務の一部を観音寺市教育委員会に委任し、又は教育委員会事務局の職員に補助執行させることに関し、必要な事項を定めるものとしております。第2条の委任事務についてであります、これについては、改正前と変更はありません。第3条では、市長は次の各号に掲げる事務を教育委員会事務局の職員に補助執行させるものとし、新たに補助執行事務について規定しております。附則といたしまして、この規則は公布の日から施行すると定めておりまして、平成27年7月24日に公布しております。

次に、観音寺市総合教育会議設置要綱について説明させていただきます。

この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして新たに設置されることになった総合教育会議について定めるものであります。第1条では、総合教育会議の設置について、第2条では、会議は市長及び観音寺市教育委員会をもって構成するとなっております。第3条第1項で、会議は市長が招集する、第2項で会議の招集、第3項で事務の調整について定めております。第4条では意見聴取を、第5条では会議の公開及び非公開について規定をしております。第6条では、遅滞なく議事録を作成し公表するものとし、ただし、規定により会議を非公開にしたときは、公表しないものとするとしております。第7条では、会議の庶務は、総務部総務課及び教育部教育総務課において処理することとしております。第8条では、この要綱に定めるもののほか、会議その他会議の議事の運営に関し必要な事項は別に定めるとなっております。附則でこの要綱は、平成27年7月24日から施行しております。

以上、規則及び要綱について報告させていただきました。

次に、観音寺市総合教育会議の傍聴に関する要綱案について説明させていただきます。

本要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、新たに設けられることになった総合教育会議の傍聴に関する事項を定めるものであります。第1条は趣旨でありまして、第2条は傍聴の申込みや受け付け等の手続について定めております。第3条では、

傍聴人の定員は会議の開催場所等を勘案して定めるものとしております。第4条では、銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者など傍聴することができない者について定めております。第5条では、静粛にし、かつ、会議における議論に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないことなど、傍聴人の遵守事項を定めております。第6条では、会場において許可を得た傍聴人以外は写真若しくはビデオ等の撮影や録音を禁止しております。第7条では傍聴人への指示、第8条では違反に対する措置、第9条では傍聴人の退場について規定をしております。第10条では、この要綱に定めるもののほか会議の傍聴に関し必要な事項は、会議が定めることとしております。附則としてこの要綱は、平成27年7月28日から施行するとなっております、この会議での御審議をいただきたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

事務局 観音寺市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則と観音寺市総合教育会議設置要綱については既に制定しています。

観音寺市総合教育会議の傍聴に関する要綱につきましては、傍聴人に対する許可等は本会議が指示するとなっておりますので、本会議で承認をいただきたいということでございます。

何か御意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、議題1の観音寺市総合教育会議の運営についてのうち、観音寺市総合教育会議の傍聴に関する要綱についてを御承認いただいてよろしいでしょうか。

全 員 (はい)

事務局 承認されました。

この後、傍聴人の入室許可をしてもよろしいでしょうか。

事務局 居ないようなので、続けます。

それでは次に、議題2の観音寺市教育大綱について、教育部教育総務課長説明をお願いいたしますが、御意見及び御質問につきましては一括して行いたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

事務局 教育総務課長の井上より説明いたします。

本年4月1日に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項により、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなっております。それに伴い、観音寺市においても今年度、教育大綱の策定を実施することとし、この総合教育会議において議題として取り扱い、協議を進めていく予定であります。

案としまして、第2回の本会議で大綱の素案について協議し、その後の本会議において決定し、これを大綱として位置付けようと存じますが、いかがでしょうか。

事務局 先程の議題2について説明がございましたが、これについて御意見御質問はございますでしょうか。

委 員 今後の日程についてはどうなりますか。

事務局 次回の本会議におきまして、素案を作成しまして、その中で皆様に御協議をお願いしようと思ひます。

日程につきましては、本会議で決めていただけたらと思ひます。

教育長 日程としては、大綱をいつまでに決めるという最終的なものはありますか。  
事務局 今年度中とっております。  
事務局 今年度中と申しましても2月くらいまでには、大綱を策定しておきたいと考えております。  
次の本会議を9月、そのあと2月くらいには最終の決定ができればと考えております。それについては、委員の御意見の中で進めていただけたらと思います。  
それでは、教育大綱について御意見を伺いたいと思います。

委員長 事務局より説明がありましたが、大綱策定が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3で義務付けられております。総合教育会議での策定に当たっては、市で策定されていきます観音寺市総合振興計画後期基本計画の基本目標4の「人と文化が輝く生涯学習のまちづくり」との整合性も勘案しながら策定するといいいのではないのでしょうか。

事務局 市長、何かございませんか。  
市長 今回の法律改正については、教育行政は我々にとっては聖域と昔から言われておりまして、思い起こしますと全国市長会で出雲市の前市長が毎年手を挙げいろいろ意見を述べたりしていたことを思い出します。  
香川県でも、善通寺市の宮下市長さんがこの教育問題で教育委員会と市の執行部との関係について改める必要があるのではないかということはかなり前から意識しておられました。やっとな国の方も動いて今回の法律改正になってきたのではないかと思います。いろいろなものを読んでみますと、最終的にはやはり教育委員会の決に従うということが基本でありますので我々としては、意見が言えなかったのが言えるようになったぐらいのことかなというふうに感じています。現実には教育行政につきましては、大平教育長と綿密に常に連絡を取り合っておりますので、観音寺市の教育行政につきましてはこれによりまして、順調に推移してくのではないかなと思います。また一般の傍聴の方が参加することによって、いろいろと違うような意見も出されることもあり、その辺は体制的にしっかりと連絡を取り合っていかなければならないと思っております。

また、小学校の統合につきましては、児童数の減少に伴いまして我々も一生懸命苦労して統廃合してきましたが、今度地方創生になりますと小学校は地方創生の大きな要であると、こんなことをまた言い出すような始末です。どうも国の方針が揺らいでいます。

現実を直視する中で、観音寺市の子どもたちが成長できるよう教育委員会の力添えをお願い申し上げます。

事務局 他にありませんか。  
教育長 今回の教育委員会制度は大きな改革だったわけですが、今市長の話にもありましたが、教育委員会の独立性を担保した中で教育委員会と市長部局との共同体制は欠かすことはできません。その中で、総合教育会議及び今回の教育大綱策定は、プラス思考でやっていく問題かなと思っております。これまでも、観音寺市教育委員会は、重要施策は市長部局と連携を取りながらやってきましたが、今後の定期的な本会議を通して今まで以上に情報の交換、共有化が図れるものと考えています。  
総合教育会議の公開について、教育委員会は何をしているところだとよく言われますし、今回の場合も透明性、公開ということを言われておりますことから、この議事録を公開し市

民の方へ発信していきたいと思います。

教育大綱についてですが、皆さん方のイメージはそれぞれ違うと思うのですが、観音寺市では先程話がありました総合振興計画後期基本計画は平成29年度までとなっています。

教育関係では、「人と文化が輝く生涯学習のまちづくり」と示されており、先程委員長からも話がありました。これは大綱を作るときの基本的な考え方とすれば良いのではと考えています。教育大綱の示し方としては、長い文章を書くのではなくて、大きくキャッチフレーズというか、市民の皆様が分かるような形の言葉で示せればと思います。

内容として基本的な考え方やゆる理念についてと具体的にどうするのか細かいことではなく、施策の方向性についてまとめていけばと思います。

委員 今回の教育大綱策定に当たっては、将来のまちづくりともおおいに関係があると考えます。国でもふるさとを愛するようにとっています。ふるさとで小中高校と学び、進学で県外に出ても、いずれ観音寺に帰ってきたいと思う子どもを増やしたいと思いますので、そのことも大綱に入れればと思います。

委員 自分自身を振り返ってみますと、大学を卒業するときには、観音寺で育ってよかったなと思いました。だから、今の観音寺市を大切にしている教育は現状でも良いとは思っています。それから大綱には期限はあるのでしょうか。

事務局 大綱については、基本的にこの総合教育会議には市長も入った本会議ということもありますので、市長の任期中に1回は改正したほうが良いかと思っています。ですから4年サイクルが望ましいかなと考えてますが、3年でもよろしいですし、本会議の中で協議すればと考えております。

委員 子どもたちは観音寺市で育っています。学校教育は子どもたちが健やかに成長して、自分の住む地域を支える市民になるよう努めています。人口減少時にあっては、生涯学習も含めて、学校教育においても、家庭教育においても、子どもたちが将来観音寺市に定住してくれるように地域全体でかかわっていけるよう考えなければならないと思います。

先般の新聞にも掲載されていましたが、先生が13時間も勤務しているという状況の中では、子どもたちの教育にゆとりを持って取り組んでいるのか疑問です。このことも検討しなければならない問題です。

委員長 結局、観音寺市の教育の大綱ですから、市の各分野の構想がある中で、人と文化が輝くという点と整合性を考えたいですね。市民全体に光を当てて考えたいと思います。

教育長 先程の話ですが、ふるさとに帰ってきてもらう工夫を、この大綱の中に盛り込むとしたら、どういう形になるのか。子どもたちはよそへ出て行った人ほど故郷の祭りには必ず帰ってくるわけです。まさにその地域の文化、伝統文化、伝統芸能に魅力があり、また地域の人とのつながりがあるからです。若い人も、正月や盆には帰らないが、これだけは帰ってきて旧交を温めています。これも大事にしなければならないわけです。

委員 しかし、働くところがなければ、帰ってこられないのが現実です。

委員 できることは、私もやっていますが、ふるさとの自然と接する機会を増やすとか良さをしっかり身に付けさせることも大事でしょうか。

委員長 だから大綱は大きいところで括ったものにしたいと思います。

例えば教育委員会の事業として、今年度から発足する「子どもの夢事業」があります。子どもに夢を抱かせるためには、幼稚園から高等学校までも包むような大きい観点で子どもの夢づくりも考えたいと思います。

また、ふるさとを愛することは大切にしたい観点です。将来的に観音寺市に在住するしないは別にして、自分の生まれ育った観音寺市がいいなと思うのは、例えば秋祭り、大野原古墳群、ふるさとの自然に対してです。これは市民の自慢となるものです。時々銭形を見に琴弾山に登っていますが、いつでも何台もの県外ナンバーの自動車がやってきます。銭形を見に老いも若きも観光に来られているのです。こういう状況を見ると観音寺に誇りを感じます。観音寺の良さがたくさんあるのですから、市の良さも包み込む大きい項目を入れた大綱の策定を行いたいと考えます。

委員 具体的に話を進めていく中で、大きな項目にまとめていくと良いと思います。

事務局 素案を出した段階でそういった話をしていただければと思います。

教育長 議論とか会議のときによくやるのですが、観音寺の大事なものを全部書いてみて、書いたものを類別して大きなかたまりをつくるやり方があります。

素案が作れるようにこの場でいろいろな意見を出してもらい、いろいろなお考えをまとめて一つの大きなものを作っていけばと思います。

委員 大綱は見やすいように、1枚で表現するのもいいのではないのでしょうか。

委員 一番大事なところを絞り込んでいく作業をしないと大綱はできないと思います。

大綱は細かいものを羅列するものではないので、例えば観音寺市は何を目指していくのかという絞り込みが大切だと思います。

教育長 大綱を作る際、子どもの視点で考えたとき、ふるさとを愛するという事は大事な点だと思います。

合併後中学生の実態調査したときに、ふるさとの自慢は何かという問いに対して、1番は自然、ふるさとの自然が1番で、2番が祭りになりました。また、毎年実施している全国の学力・学習状況調査の実態調査を見たときに、ふるさとに誇りを持つ子どもの割合は全国平均、香川県平均より高い。その背景には、ふるさと、祭り、地域の共同体というものがあるのかなと思います。

委員長 市内の子どもたち全員が同じように経験していることをベースにして、策定することもできると思います。

例えば、洋上学習は市内の5年生全員が体験学習をしています。市内全員の子どもが伊吹島の特徴やイリコ業を見聞きして、伊吹の良さ、瀬戸内海の良さを知り、観音寺っていいなと思う。また、市民対象の事業に五郷地区の「有木を歩こう」というのが行われております。子どもも大人も参加し、市内にある山間部の自然や歴史にふれて、郷土の良さを知る。このような事業を通して、子どもも大人も観音寺市の良さにふれる。掲示絵本みたいな小さな項目があって、それを仲間分けして、いくつかの大きい項目ができていくという策定の仕方もあると思います。「人と文化が輝く生涯学習のまちづくり」を見出しとして策定すればどうでしょう。

市長 今回の大綱は、地方創生を兼ねて先進的なまちが数市、地方創生と法律改正をうまくマッ

チングさせて作っているまちがあります。

大綱は何年かで見直すということなので、国の一つの大きな動きとしては、教育と地方創生というのをうまくマッチングさせた大綱も良いのではないかなと思います。それを今の教育委員の皆さんが言われたように、それで一つの地域おこしに繋がっていけば良いのではないかなと思います。

事務局 皆様の御意見を取り入れながら、次回の素案作成を進めてまいりたいと思います。

それでは、大体意見も出ましたので最後に何かありますか。

事務局 それでは、教育大綱については、この辺でよろしいでしょうか。

事務局 それではその他でございます。その他何かございますでしょうか。

委員 今日は、傍聴人が居ないようですが、広報の面で考えていったらいいんじゃないかなと思います。

事務局 今日の会は、ホームページでお知らせをし、告示をしております、日程が早く決まれば広報もありますが、それはかなり早い時期に決定していないと無理です。

委員 早くないと広報はだめなのですね。

事務局 一般的にはホームページと掲示板でお知らせしますので、今回もそのようにしています。

事務局 次回の日程ですが、9月辺りに2回目を開催したいと思います、市長の予定もありますので、今ここで決めるのは非常に難しいと思いますので調整しまして、お知らせするかたちでよろしいでしょうか。

全員 (はい)

事務局 9月中くらいに開催することよろしいですか。

それでは、その他なければ最後に市長総括して一言お願いしたいと思います。

市長 活発な議論お疲れさまでした。

いろんな議論をしながら話は煮詰まっていくのがセオリーですが、やっぱり公開をすると、どうしてもいろいろな人が来るわけで、そのときの対応も難しくなります。

傍聴席からの発言は許されませんが、いずれにしましても大きく時代が変わってきたことは否めないわけです。昔の教育分野は聖域だということを教育委員の皆様は少し大目にみていただいて、一般行政とむしろ市民参加型の教育の時代になってきたということで、それを基本理念にこれからも頑張っていただきたいと思います。

事務局 それでは、ただ今をもちまして平成27年度第1回観音寺市総合教育会議を閉会します。